

介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

介護職員の処遇改善につきましては、これまでも何度かの取り組みが行われてきました。

この度、令和元年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても加算取得をしました。

当該加算を算定するにあたり、

- A 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること。
- B 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
- C 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること。

という3つの要件を満たしている必要があります。

Cの「見える化」要件とは、①2020年度からの算定要件で、②介護サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を公表していることです。

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）につきまして、以下のとおり公表いたします。

各事業所の特定処遇改善加算取得状況

事業所名	サービス名	加算区分	特定加算率	介護福祉士等の配置要件
特別養護老人ホーム 名張もみじ山荘	介護老人福祉施設	加算Ⅱ	2.3%	サービス提供体制 強化加算Ⅰロ
デイサービスセンター 名張もみじ山荘	通所介護 (介護予防)	加算Ⅰ	1.2%	サービス提供体制 強化加算Ⅰイ

職場環境等要件について（法人の取り組み）

資質の向上

- ・介護福祉士の資格取得を目指す者に対する、実務者研修の情報提供。
- ・より専門性の高い介護技術を取得しようとするものに対する認知症介護実践者研修、吸痰吸引研修、外部研修の受講料や他研修費等の支援。
- ・公休取得や勤務シフトの考慮等を行うことにより、職員が研修や講習を受けやすい環境を整えている。

- ・各種研修受講については、勤務年数や経験年数に応じて段階的に職員を選び、計画的に育成を行っている。また、内部研修も職員が全員受講出来るように配慮している。
- ・年次有給休暇取得の推進を積極的に行っている。

労働環境・処遇の改善

- ・希望に応じた公休取得及び、積極的な有給休暇取得。
- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の共有及び改善。
- ・事故防止、再発防止の会議、各委員会のマニュアル等の作成。
- ・年次健康診断・こころの健康（ストレスチェック等）の健康管理面の強化、職員休憩室の確保。
- ・各種事故対応マニュアル等の整備と、責任の所在を明確にしている。
- ・防犯カメラの設置

その他

- ・各種関係機関と連携し地域のサロン事業や地域行事の参加、介護施設へ住民・生徒や児童を招くなど、交流を通じ地域包括ケアの一員としてのモチベーションの向上。
- ・職員の増員による業務負担の軽減。
- ・障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフトの配慮。
- ・非正規職員から正規職員への転換。
- ・中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立（勤務シフト配慮等。）